告示

○外務省告示第五十八号

平成二十三年九月二十二日にメキシコ市で署名された経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書について、それぞれの国において国内法上の手続に従って承認されたことを通知する外交上の公文の交換は、平成二十四年三月二日にメキシコ市で行われた。よって、同議定書は、その第五条1の規定に従い、平成二十四年四月一日に効力を生ずる。

平成二十四年三月七日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第五十九号

平成二十四年三月二日にメキシコ市で、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書四の修正に関する外交上の公文の交換がメキシコ合衆国政府との間に行われた。

平成二十四年三月七日

外務大臣　玄葉光一郎

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、二千四年九月十七日にメキシコ市で署名された経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（以下「協定」という。）第百六十五条の規定により設置された合同委員会の決定第十号に言及する光栄を有します。

本使は、更に、前記の合同委員会によりその決定第十号において採択された修正並びに協定第三十七条3(c)及び6並びに第百六十五条2(e)(i)の規定に従い、この書簡の別添の規定がそれぞれ協定附属書四第二節中の対応する規定に代わることを日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

本使は、更に、前記の提案がメキシコ合衆国政府により受諾し得るものであるときは、この書簡及びその旨の貴官の返簡が日本国とメキシコ合衆国との間の合意を構成するものとし、その合意が二千十一年九月二十二日にメキシコ市で署名された経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書の効力発生の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文である日本語、スペイン語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英文によるものとします。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十二年三月二日にメキシコ市で

メキシコ合衆国駐在
日本国特命全権大使　目賀田周一郎

メキシコ合衆国
外務省法律顧問　アルトゥーロ・A・ダヘル・ゴメス殿

別添

一七・〇一	第一七・〇一項の産品への他の類の材料からの変更
一七〇二・一一―一七〇二・五〇	第一七〇二・一一号から第一七〇二・五〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
一七〇二・六〇	第一七〇二・六〇号のりゅうぜつらん（アガヴェ・テクイラナ及びアガヴェ・サルミアナ）の液汁、エキス又は濃縮物から得た果糖水への他の類の材料からの変更（第六類、第七類、第一一類、第一二類又は第一三類の材料からの変更を除く。）又は、第一七〇二・六〇号の産品（りゅうぜつらん（アガヴェ・テクイラナ及びアガヴェ・サルミアナ）の液汁、エキス又は濃縮物から得た果糖水を除く。）への他の類の材料からの変更
一七〇二・九〇	第一七〇二・九〇号の産品への他の類の材料からの変更
一七・〇三―一七・〇四	第一七・〇三項から第一七・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
二九一五・三九	第二九一五・三九号の産品への他の号の材料からの変更
二九一五・四〇	第二九一五・四〇号の産品への他の号の材料からの変更（第二九一五・二一号の材料からの変更を除く。）又は、第二九一五・四〇号の産品への第二九一五・二一号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
二九一八・二二	第二九一八・二二号の産品への他の号の材料からの変更（第二九一八・二一号の材料からの変更を除く。）又は、第二九一八・二二号の産品への第二九一八・二一号の材料からの変更（この変更に加えて、他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
二九一八・二三	第二九一八・二三号の産品への他の号の材料からの変更
四〇〇九・一一―四〇〇九・一二	第四〇〇九・一一号から第四〇〇九・一二号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第四〇〇・一〇項から第四〇〇・一七項までの材料からの変更を除く。）
四〇〇九・二一―四〇〇九・四二	第四〇〇九・二一号から第四〇〇九・四二号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第四〇〇・一〇項から第四〇〇・一七項までの材料からの変更を除く。）又は、域内原産割合が四十パーセント以上であること（第四〇〇九・二一号から第四〇〇九・四二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
四〇・一〇―四〇・一七	第四〇・一〇項から第四〇・一七項までの各項の産品への他の項の材料からの変更（第四〇・〇九項の材料からの変更を除く。）
七〇・〇三―七〇・〇八	第七〇・〇三項から第七〇・〇八項までの各項の産品への第七〇・〇三項から第七〇・〇八項まで以外の項の材料からの変更（第七〇・〇九項の材料からの変更を除く。）
七〇〇九・一〇	第七〇〇九・一〇号の産品への他の項の材料からの変更（第七〇・〇三項から第七〇・〇八項までの材料からの変更を除く。）又は、域内原産割合が四十パーセント以上であること（第七〇〇九・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七〇〇九・九一―七〇〇九・九二	第七〇〇九・九一号から第七〇〇九・九二号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第七〇・〇三項から第七〇・〇八項までの材料からの変更を除く。）
七二・〇一―七二・一七	第七二・〇一項から第七二・一七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
七二・一八―七二・二三	第七二・一八項から第七二・二三項までの各項の産品への第七二〇二・四一号又は第七二〇二・六〇号又は他の類の材料からの変更
七二・二四―七二・二九	第七二・二四項から第七二・二九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
八四一五・九〇	第八四一五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、域内原産割合が四十パーセント以上であること（第八四一五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二一・一九―八四二一・二三	第八四二一・一九号から第八四二一・二三号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、第八四二一・一九号から第八四二一・二三号までの各号の産品への第八四二一・九九号までの材料からの変更（この変更に加えて、他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四二一・二九	第八四二一・二九号の産品への他の項の材料からの変更又は、域内原産割合が四十パーセント以上であること（第八四二一・二九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二一・三一―八四二一・三九	第八四二一・三一号から第八四二一・三九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、第八四二一・三一号から第八四二一・三九号までの各号の産品への第八四二一・九九号までの材料からの変更（この変更に加えて、他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八五一二・九〇	第八五一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、域内原産割合が四十パーセント以上であること（第八五一二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。